

御殿場市民会館窓ガラス清掃業務仕様書

1 業務場所

御殿場市民会館敷地内（大ホールホワイエ上部天窓及び第1～3・5・6楽屋、楽屋事務室、リハーサル室、楽屋棟男子トイレ、楽屋棟女子トイレ、シャワー室を除く、ホール棟及び会議棟の2、3階を含む外周に面したすべての窓ガラスの外側、内側）

2 目的

業務を通じて、御殿場市民会館の窓ガラス面の美観を維持することを目的とする。

3 業務内容

窓ガラスの外側、内面を適正洗剤を使用して汚れを取り除くこと。

4 業務実施回数

年1回とする。

5 その他

- (1) 安全に留意して作業を実施すること。
- (2) 業務にあたり、施設・備品・その他第三者に対し、故意もしくは重大な過失により損害を与えた場合は賠償の責を負う。
- (3) この仕様書に疑義及び定めのない事項のあるときは、市と協議し、その都度定める。